



金属労協政策レポート

全日本金属産業労働組合協議会（金属労協／IMF-JC）
 〒103-0027 東京都中央区日本橋2-15-10 宝明治安田ビル4階
 TEL 03-3274-2461 FAX 03-3274-2476 URL <http://www.imf-jc.or.jp>
 編集兼発行人 團野 久茂

2006.6.6

号外

報告 金属労協「2006年政策・制度要求」を踏まえた 地方における政策・制度活動の展開に向けた素材提供について

金属労協はさる2006年4月、「金属労協2006年政策・制度要求」を策定し、内閣府、厚生労働省、財務省など、関係府省に対する要請活動を展開しています。

「政策・制度要求」のなかには、地方に密接にかかわる項目もあり、そういった項目について、金属の地方組織（金属労協の地方ブロックと地方連合・金属部門連絡会）が、取り組みを進めるための素材として、この「金属労協2006年政策・制度要求を踏まえた地方における政策・制度活動の展開に向けた素材提供について」を策定いたしました。それぞれの地方の実情に照らして取り組み項目を検討し、地方公共団体への働きかけ、地方議員との連携、金属以外の組合との意見交換・情報交換、経営者団体への理解促進活動など、実現に向けた活動の展開をいただきますよう、お願いいたします。

金属労協「2006年政策・制度要求」を踏まえた 地方における政策・制度活動の展開に向けた素材提供について

2006年5月25日 全日本金属産業労働組合協議会
 （金属労協／IMF-JC）

わが国経済・社会は、いま3つの巨大な潮流に直面しています。

- ・グローバル化・市場経済化
- ・地球温暖化をはじめとする、生命の安全に対する地球規模での脅威の増大
- ・超少子高齢化

です。この3つの巨大な潮流のなかにあって、引き続き経済・産業の健全な発展、国民生活の安定と向上を図るべく、金属労協は「民間産業に働くものの観点」「わが国の基幹産業たるものづくり産業に働くものの観点」「なかでもその中心たる金属産業に働くものの観点」に立って、「2006年政策・制度要求」を策定しました。具体的には、

- 経済のグローバル化・市場経済化のなかで、わが国金属産業が引き続き世界市場をリードしていくための環境づくり…WTO、FTAの交渉促進、外国人労働者問題への対応
- 生命の安全に対する地球規模での脅威をくい止めるための実効性ある地球温暖化対策の推進…すべての国が参加する国際的枠組みの構築への交渉努力、費用対効果の高い対策・施策への予算の適切な確保と集中投下、国民の抜本的な環境意識改革
- 超少子高齢化のなかで、引き続き国民の豊かさを実現していくための国全体の生産性向上を図る構造改革…行政改革推進法への対応、財政再建の道筋の国民的合意

などを重点とするものです。（別紙チャート参照）

金属労協は、この「2006年政策・制度要求」の実現に向け、政府・政党に対して要請活動を展開し、また世論形成を進めていきますが、「政策・制度要求」の具体的な項目のなかには、地方が密接に関わり、また地方が主軸となって展開すべきものも多く含まれています。

地方では、その地方における事情を反映した政策・制度の活動がまず第一に重要ですが、それとともに、金属労協「2006年政策・制度要求」に掲げた政策・制度課題に関しても、金属労協の地方ブロックと地方連合・金属部門連絡会などの金属組織とが連携を図り、その実現に向け活動を展開していくということも、大きな意義を持つものといえます。

金属労協の「政策・制度要求」のうち、地方に密接に関わるものとしては、以下に例示するような項目が想定されます。各地方においては、政策・制度に関する議論を進めるなかで、これらの項目をメニューとして検討をいただき、地方の実情に照らして、取り組みが有効と考えられる場合には、例えば、「民間・ものづくり産業・金属産業」の立場から、地方連合に対して働きかけを行い、連合内の他の労働組合と意見交換・情報交換を深め、また組織内地方議員のみなさんと連携を図りながら、地方公共団体や政党に対する要請活動を行い、さらに経営者団体やその他関連組織に対して理解促進活動を行うなど、実現に向けた活動を展開していくこととします。

具体的な取り組みメニュー例

<ものづくり教育の強化と機会の拡充など>

◎地域の小学校・中学校・高等学校の「総合的な学習の時間」において、実践的な「ものづくり教育」が行われているかどうかチェックし、不十分な場合にはその促進を図る。また「総合的な学習の時間」に限らず、あらゆる教科を通じて、子どもたちのものづくりへの興味を引き出すよう、具体的なアイデアを提供し、実施されるよう働きかける。このため、会社・地域の経営者団体などとも連携し、「ものづくり教育」の支援体制を確立する。(金属労協2006年政策・制度要求P.14参照)

具体的な取り組み

- ・「総合的な学習の時間」の中身についてチェック。(2003年度の全国平均で、ものづくりは小学5年生で年間0.4時間、中学2年生は1.9時間にすぎない)
- ・あらゆる教科を通じて、子どもたちのものづくりへの興味を引き出すような教育内容について、具体的なアイデアを提供。
- ・地方公共団体、教職員の組合への働きかけ。
- ・会社・経営者団体との連携。

◎学童保育、児童館などの公共施設を活用し、親、技術・技能者、教員、指導員など、地域社会が共同して小学生の「ものづくり教室」にあたれるようなシステムを構築するよう、関係方面に働きかける。(金属労協2006年政策・制度要求P.15参照)

/// 具体的取り組み ///

- ・労働組合として実施する「ものづくり教室」の開催。
- ・地方公共団体、公務員・教職員の組合、会社・経営者団体への働きかけ。

◎教員の長期職業経験実習について、ものづくり産業の現場における実習が活発に行われているかどうかチェックし、不十分な場合にはその促進を図る。また会社・地域の経営者団体に対しても、その受け入れ拡大を呼びかける。(金属労協2006年政策・制度要求P.15参照)

/// 具体的取り組み ///

- ・教員の長期職業経験実習の実施数、実施内容についてチェック。
- ・地方公共団体、教職員の組合、会社・経営者団体への働きかけ。

<勤労者のスキルアップと若年層のエンプロイヤビリティ向上>

◎中高年離職者に対するスキルアップや、ニート・フリーターなど、若年層のエンプロイヤビリティ向上のための職業訓練、紹介予定派遣や職業紹介などのサービスを一括して取り扱う統合的なシステムの構築を図るよう、地方公共団体、地域の経営者団体に働きかける。(金属労協2006年政策・制度要求P.16参照)

/// 具体的取り組み ///

- ・次項で提案している調査の実施を通じて、中高年離職者や、ニート・フリーターに関する実態の掌握。
- ・地方公共団体、経営者団体への働きかけ。

◎地域において、就業状況と生活実態に関する調査を実施し、長期失業者の生活実態や就職状況、非正社員として就業している者や、就業も求職活動もしていない若年層の意識や生活実態に関して調査を行い、行政に反映させるよう求めていく。(金属労協2006年政策・制度要求P.25参照)

/// 具体的取り組み ///

- ・地方公共団体への働きかけ。

<保育・学童保育の拡充>

◎質量両面における保育の拡充を図るため、地方公共団体に対し、小学校内への保育所の併設を求めていく。放課後児童クラブについても、小学校内への併設を促進する。保育所ならびに放課後児童クラブの開所時間については、児童が帰宅後、食事時間、睡眠時間などを十分に確保できることを基本としつつ、回数規制と適正な保育料との組み合わせにより、保護者の突発的な事情に対応可能な柔軟な制度とするよう関係方面に求めていく。これらの政策の推進に関し、公務員の組合、教職員の組合と意見交換を深めていく。(金属労協2006年政策・制度要求P.27参照)

/// 具体的取り組み ///

- ・保育所・放課後児童クラブの状況の掌握。
- ・地方公共団体への働きかけ。
- ・公務員・教職員の組合との意見交換。

<外国人労働者問題への対応>

◎日系人労働者については、帰国を前提とせず、むしろ日本での定着を想定して受け入れ体制を整備し、日本語教育や子女教育の徹底、住宅の確保などの施策を強化するよう、地方公共団体に求めていく。(金属労協「外国人労働者受け入れの新たな問題に関する考え方」参照)

/// 具体的取り組み ///

- ・外国人労働者の状況の掌握。
- ・地方公共団体への働きかけ。
- ・公務員・教職員の組合との意見交換。

◎外国人、日本人を問わず、いわゆる偽装請負においては、低賃金、長時間労働、過酷な職場環境などが指摘されているところから、直接雇用への切り替えを促進するよう、地方公共団体、地域の経営者団体と意見交換を行っていく。(金属労協「外国人労働者受け入れの新たな問題に関する考え方」参照)

/// 具体的取り組み ///

- ・地方公共団体・経営者団体との意見交換。

◎外国人研修生・技能実習生については、わが国の技術・技能を発展途上国に移転し、「人づくり」に寄与するという本来の趣旨が機能するよう、不正な手続きや運用、人権侵害や法令違反が行われないよう、受け入れ機関（商工会議所、協同組合等）と情報交換を行うとともに、地方公共団体と協力してチェック活動を行っていく。(金属労協「外国人労働者受け入れの新たな問題に関する考え方」参照)

/// 具体的取り組み ///

- ・外国人研修生・技能実習生の状況の掌握。
- ・JITCO（国際研修協力機構）駐在事務所との情報交換。
- ・地方公共団体への働きかけ。
- ・外国人研修生・技能実習生受け入れ機関との意見交換。

<サマータイム制度の導入>

◎夕方の明るい時間を通じた健康的な生活習慣の確立、地域社会とのふれあい機会の増加、国民的な省エネ意識の向上など、新たなライフスタイルの確立に寄与するサマータイム制度導入に向けて、組織内での理解促進を図るとともに、住民世論の喚起、導入準備を進めるよう、地方公共団体に働きかけ、あわせて金属以外の組合とも意見交換を行う。地域において、試行実験が行われる際には、労働組合としても積極的に協力する。(金属労協2006年政策・制度要求P.35参照)

/// 具体的取り組み ///

- ・地方連合内での理解促進の取り組み、金属以外の組合との意見交換。
- ・地方公共団体への働きかけ。
- ・試行実験への協力。

＜地方における行政改革＞

◎地方公共団体について、行っている事務・事業全体に関して、無駄なものを排除し、本当に行うべきものに特化し、効率化を図るため、

- ・本当に必要かどうか。
- ・どの程度行うことが必要なのか。
- ・地方公共団体として行う必要があるのか。
- ・県と市町村のどちらが行うべきか。

という観点から全面的に「仕分け」を実施し、必要ないものは廃止、地方公共団体として行う必要のないものは、民間に委ね、あるいは民営化し、地方公共団体が行う場合も、可能な限り住民により近くに位置する市町村において実施するよう求めていく。仕分けの実施に際しては、

- ・事務・事業の仕分けについては、当該事務・事業の直接の関係者ではない者の観点から、実施されるようにしていく。
- ・本当に必要なことが合意された事務・事業のみ、引き続き実施するようにしていく。
- ・事務・事業の「仕分け」の結果を、政策や予算に反映させることはもちろん、組織再編にも反映させる。ことなどを提案する。(金属労協2006年政策・制度要求P.39・44参照)

/// 具体的取り組み ///

- ・地方公共団体への働きかけ。
- ・公務員の組合との意見交換。

◎地域において、公共サービスに関する市場化テストの早期本格的導入を求めていく。地方公共団体に設置される審議会その他の合議制の機関が、実施方針や実施要綱の策定、および実際の入札における落札者の決定などに際し、実質的な影響力を発揮できるよう要求していく。このため、厳正な人選を行うよう提案する。(金属労協2006年政策・制度要求P.41参照)

/// 具体的取り組み ///

- ・地方公共団体への働きかけ。
- ・公務員の組合との意見交換。

◎官民競争入札、民間競争入札の応札者にはSR（社会的責任）報告書の提出を求め、評価基準の対象とすること、応札者の作成した収益計画について厳しく審査を行い、「1円落札」など市場化テストの趣旨を損なう不明朗な応札を排除していくことなどを、地方公共団体に求めていく。(金属労協2006年政策・制度要求P.41参照)

/// 具体的取り組み ///

- ・地方公共団体への働きかけ。
- ・公務員の組合との意見交換。

◎地方公務員の賃金・処遇制度の改革に際し、

- ・それぞれの地域における民間準拠の徹底を求める。
- ・能力・実績主義の徹底にあたり、仕事の無駄の排除、効率化を推進した公務員について、高い評価となるようにする。
- ・機械的な評価とならないように、同じ経歴、職務、職責の者についても、個々人のアウトプットの良否

を適切に評価できるようにする。

・個人ごとの評価だけでなく、部署やチームとしての実績についても、適切に評価する仕組みとする。
よう地方公共団体、公務員の組合などに働きかけていく。(金属労協2006年政策・制度要求P.42参照)

/// 具体的取り組み ///

- ・地方公共団体への働きかけ。
- ・公務員の組合との意見交換。

◎地方公共団体の行う公共事業において、地方公共団体が、政府の「公共事業コスト構造改革プログラム」を参考に積極的に公共事業コスト構造改革に取り組んでいるかをチェックし、

- ・一般競争入札による調達を原則とし、郵便入札・電子入札の拡大を図る。
- ・民間企業より、入札段階で施工方法などの技術提案を受けつける入札時V E (バリュー・エンジニアリング) 方式、施工段階で施工方法などの技術提案を受けつける契約後V E方式、設計・施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式の一層の活用を図る。
- ・積算については、民間の類似の工事価格、他の工事の事例などを反映した適正な予定価格が形成されるようにしていく。
- ・建設費、補修・管理費をおさえ、利用者の利便性を向上させる合理的な設計を行っていく。
- ・応札者にはS R (社会的責任) 報告書の提出を求め、評価基準の対象とする。
- ・元請と下請が適正な契約書を取り交わすよう指導し、その提出を義務づける。

ことを提案していく。(金属労協2006年政策・制度要求P.51参照)

/// 具体的取り組み ///

- ・地方公共団体への働きかけ。
- ・公務員の組合との意見交換。

以 上

金属労協 「2006年政策・制度要求」の役割（概念図）



